

令和4年6月

さいたま市農業委員会月例総会議事録

開催年月日	令和4年6月16日(木)		開催場所	ときわ会館5階 小ホール		
開会時刻	午前9時30分		閉会時刻	午前11時30分		
出席状況	議席番号	氏名	出・欠	議席番号	氏名	出・欠
	1	高崎 定一	出席	12	山本 博行	出席
	2	濱野 武雄	出席	13	浅子 幹夫	出席
	3	小島 道隆	出席	14	石川 幸利	出席
	4	細沼 和明	出席	15	関根 光一	出席
	5	関口 正夫	欠席	16	高松 佳子	出席
	6	西形 知行	出席	17	西澤 初男	出席
	7	石井 栄寿	出席	18	横山 敏夫	出席
	8	小山 吉男	出席	19	杉山 起司	出席
	9	小泉 孝行	出席	20	中山 幸光	出席
	10	井原 勇司	出席	21	小林 勝一	出席
	11	本田 敏一	出席			
事務局	事務局長	田中 正美	農地調整課課長補佐兼 農地調整係長	野本 剛司	農地調整課主任	阿久津 正浩
	副理事	星野 公男	農業振興課係長	宇根 義雄		
	農業振興課長	石川 秀徳	農業振興課主査	野口 剛誉		
	農地調整課長	高橋 潔	農地調整課主任	竹本 知生		
議案	議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について				
	議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請について				
	議案第22号	農地法第5条の規定による許可申請について				
	議案第23号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について				
	議案第24号	生産緑地に係る農業従事状況の認定について				
	議案第25号	租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について				
	議案第26号	相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について				
	議案第27号	相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について				
	議案第28号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について				
議案第29号	農用地利用集積計画(案)に対する意見決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見(さいたま中央地区)					
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>・農地法第4条第1項第8号の規定による届出について</li> <li>・農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> <li>・農地法第6条の2第1項の規定による報告(一般法人)</li> <li>・農地法第18条第6項の規定による解約通知について</li> <li>・2a未満農業用施設の届出</li> <li>・農地法第4条許可の取消</li> <li>・生産緑地に係る農業従事者証明書の再発行について</li> </ul>					

1 開 会 本田会長職務代理者	<p>只今から、令和4年6月さいたま市農業委員会月例総会を開会いたします。</p> <p>農業委員の任期が残り1年になりました。審議以外の行事がほとんどできないコロナ禍ではありますが、引き続きよろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、「蔓延防止等重点措置」の解除に伴い、感染拡大防止に配慮しつつ慎重な審議を図るため、地区審議会と同様に皆様に要点を凝縮した議案説明をお願いいたします。</p> <p>次に、引続き「マスク着用の上での発言」について、改めてお願いするものです。審議中30分に一度事務局職員が部屋の換気を行いますので、皆さんの御理解、御協力をお願い申し上げます。</p>
2 会議成立の報告 本田会長職務代理者	<p>月例総会成立の報告をいたします。</p> <p>農業委員21名中、本日は関口委員が欠席されておりますので、出席委員は20名です。「さいたま市農業委員会会議規則第6条」の規定による過半数の要件を満たしております。よって、本会は成立しています。</p>
3 署名委員の指名 本田会長職務代理者	<p>議事録署名委員として、</p> <p>議席番号13番 浅子 委員</p> <p>議席番号14番 石川 委員</p> <p>を指名します。よろしくお願いいたします。</p>

4 議案審議 議 長	<p>それでは議案審議に入らせていただきます。 議案第20号、農地法第3条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、春岡地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細 沼 委 員	<p>番号1番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 申請地は、市立春里中学校の東1.3kmに位置する、水田の広がる地域の田です。</p>
議 長	<p>通作距離は、600mです。 譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、申請地以外の農地の耕作状況は良好であり、農機具等も揃っております。 作付計画は、水稻の予定で、問題ないものと思われます。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、説明が終わりました。ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第20号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でありますので、許可することと決定いたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について審議いたします。</p> <p>番号1番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小島委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、県立大宮南高等学校の東120mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣企業及び近隣住民等からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、高さ1.0mの既設フェンス及び既存コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、春岡地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細沼委員		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、埼玉県小児医療センターの南600mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。</p> <p>転用目的は、住宅敷地です。</p> <p>申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、土地を調査したところ農地のままであることが判明したためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、影響ありません</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西澤委員		<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、思い出の里市営霊園の北西250mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。</p> <p>転用目的は、貸駐車場です。</p> <p>申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。</p> <p>その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。</p> <p>周辺農地へは、1.0mの既存生垣により、被害を及ぼさない計画です。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号4番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小	山	<p>委員</p> <p>番号4番についてご説明いたします。        申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        農振法は、農用地区域外です。        申請地は、市立片柳中学校の北東180mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。        転用目的は、貸駐車場です。        申請理由は、近隣企業及び近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。        その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。        周辺農地へは、既存コンクリートブロック4段積及び高さ0.6mの既存フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。        以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号5番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
横	山	<p>委員</p> <p>番号5番についてご説明いたします。        申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        農振法は、農用地区域外です。        申請地は、浦和学院高等学校の南東370mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。        転用目的は、自己用住宅です。        申請理由は、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭であることから、自己所有の土地に自己用住宅を建築するためです。        その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。        周辺農地へは、新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。        以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号6番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。</p>
関	根	<p>委員</p> <p>番号6番についてご説明いたします。        申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        農振法は、農用地区域外です。        申請地は、市立城北中学校の北西320mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。        転用目的は、貸駐車場です。        申請理由は、近隣住民からの要望により貸駐車場として利用するためです。        その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。        周辺農地へは、既存コンクリートブロック6段積により、被害を及ぼさない計画です。        以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>

議	長	<p>ありがとうございました。        続きまして、番号7番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。</p>	
中	山	委員	<p>番号7番についてご説明いたします。        申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。        農振法は、農用地区域外です。</p> <p>申請地は、市立慈恩寺中学校の北西150mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。        転用目的は、住宅敷地です。        申請理由は、線引き前より住宅敷地として利用してきたが、地目が農地のままであることが判明したためです。        その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。        周辺農地へは、影響ありません。        以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。        以上、議案第21号、農地法第4条の規定による許可申請について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第21号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>	
各	委	員	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。        議案第21号について、許可することと決定いたします。</p>	

議 長	<p>続きまして、議案第 2 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について審議します。</p> <p>先に番号 1 1 番を審議いたします。 この案件は、浅子委員の関係案件です。農業委員会等に関する法律第 3 1 条により、浅子委員には審議終了まで退室をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">— 浅 子 委 員 退 席 —</p> <p>番号 1 1 番、野田地区、事務局、議案説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>番号 1 1 番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、浦和学院高等学校の南東 5 4 0 m に位置し、農地の規模が 1 0 ha 未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第 2 種農地です。 転用目的は、農家用住宅です。 申請理由は、現在市内の実家に家族 6 人で居住しているが、父が所有する農地に農家用住宅を建築するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、新設コンクリートブロック 2 ～ 3 段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 説明が終わりました。質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第 2 2 号、番号 1 1 番について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございますので、議案第 2 2 号、番号 1 1 番について、原案どおり意見決定することといたします。</p> <p>それでは、浅子委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">— 浅 子 委 員 入 室 —</p> <p>引き続き議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番から番号 3 番、植水地区、小島委員、議案説明をお願いいたします。</p>

小島委員

番号1番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、県立大宮南高等学校の南東670mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。

転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭になったことから、叔父が所有する申請地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3～9段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号2番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立植水中学校の東140mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在県内で運送業を営んでいるが、既存駐車場を返却することとなったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、既存コンクリートブロック4段積及び0.2mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。

続きまして、番号3番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立植水小学校の南東220mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、資材置場及び駐車場です。  
申請理由は、現在市内で建築工事業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ2.0mの新設安全鋼板及び1.0mの新設単管安全柵により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号4番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。

杉山委員

番号4番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立馬宮中学校の北西550mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、自己用住宅です。  
申請理由は、現在賃貸住宅に居住しているが、手狭となったことから、祖父が所有する申請地に自己用住宅を建築するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3～5段積により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号5番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>
石川委員		<p>番号5番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、西部環境センターの南東640mに位置する農振農用地です。 転用目的は、田地改良の農地改良です。</p> <p>申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、水稻を作付けする予定です。 一時転用で、期間は6か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号6番、大砂土地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細沼委員		<p>番号6番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農振農用地です。 申請地は、県立大宮商業高等学校の南西670mに位置する見沼田圃内の農振農用地です。 転用目的は、畑地改良の農地改良です。 申請理由は、低湿地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。 作付計画は、ジャガイモ、ダイコン、ブロッコリーを作付けする予定です。 一時転用で、期間は4か月を見込んでおります。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号7番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>
西澤委員		<p>番号7番についてご説明いたします。 申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。 農振法は、農用地区域外です。 申請地は、市立七里中学校の西170mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。 転用目的は、資材置場及び駐車場です。 申請理由は、現在県内で建築請負業を営んでいるが、既存の資材置場及び駐車場が手狭であることから、申請地を新たに資材置場及び駐車場として利用するためです。 その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。 周辺農地へは、1.0mの既存万年塀及び新設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。 以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。 続きまして、番号8番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。</p>

西形委員	<p>番号8番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農振農用地です。  申請地は、市立海老沼小学校の南1.3kmに位置する見沼田圃内の農振農用地です。  転用目的は、畑地改良の農地改良です。  申請理由は、低地で水はけが悪いことから、客土して嵩上げするためです。  作付計画は、ジャガイモ、トウモロコシ、ネギ、キャベツ、メロン、スイカを作付けする予定です。  一時転用で、期間は4か月を見込んでおります。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号9番、与野地区、高崎委員、議案説明をお願いいたします。</p>
高崎委員	<p>番号9番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、市立鈴谷東保育園の南東80mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、保育所です。  申請理由は、現在市内で保育所を営んでいるが、事業拡大に伴い申請地に新たな保育所を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、高さ1.8mの新設型枠ブロック及び新設コンクリートブロック2～4段積により、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号10番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号10番についてご説明いたします。  申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  農振法は、農用地区域外です。  申請地は、浦和大学の西630mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  転用目的は、自己用住宅及び道路後退敷です。  申請理由は、現在市内の実家に居住しているが、手狭であることから、父が所有する土地に自己用住宅を建築するためです。  その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  周辺農地へは、既設コンクリートブロック2から8段積、高さ0.8mの既設フェンス及び高さ0.1mの新設マウントアップにより、被害を及ぼさない計画です。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  次に、番号12番、新和地区、小泉委員、議案説明をお願いいたします。</p>

小 泉 委 員

番号12番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立新和小学校の南2.5kmに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在市内で造園業を営んでいるが、既存の駐車場を返却することから、申請地をあ新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ1.0mの新設ネットフェンス、高さ0.2mの新設安全鋼板及び既設コンクリートブロック2段積により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、番号13番、番号14番、和土地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。

濱 野 委 員

番号13番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、岩槻南部公民館の北東420mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在市内で運送業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、新設コンクリートブロック3～4段積により、被害を及ぼさない計画です。

続きまして番号14番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、岩槻南部公民館の南740mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在市内で家具製造販売業を営んでいるが、既存駐車場が手狭になったことから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ0.1mの新設コンパネ、新設コンクリートブロック2段積及び既設コンクリートブロック5～6段積により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号15番、柏崎地区ですので、私から議案を説明いたします。

番号15番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、市立柏陽中学校の西460mに位置し、農地の規模が10ha未満で住宅等が連たんした程度に達している区域に近接する第2種農地です。  
転用目的は、温泉施設です。  
申請理由は、当該土地は、隣地に良質な源泉が湧き出て、交通量の多い道路へのアクセスも良く、温泉施設の立地に適しているためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、高さ1.2mの新設コンクリートブロック積ネットフェンス及び高さ1.2～1.5mの新設フェンスにより、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、番号16番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中山委員

番号16番についてご説明いたします。  
申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
農振法は、農用地区域外です。  
申請地は、相野原配水場の南西770mに位置し、道路によって区画された街区面積に占める宅地等の面積割合が40%を超える第3種農地です。  
転用目的は、駐車場です。  
申請理由は、現在市内で土建業を営んでいるが、既存の駐車場が手狭であることから、申請地を新たな駐車場として利用するためです。  
その他計画、他法令については、議案書記載のとおりです。  
周辺農地へは、0.5mの新設コンクリート矢板及び既設コンクリートブロック3段積により、被害を及ぼさない計画です。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。  
以上で説明が終わりました。ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

高松委員

番号8番について伺います。  
譲受人と譲渡人の関係を教えてください。

事務局

偶然姓が一致したということで、親族ではありません。

高松委員	番号8番について伺います。 譲受人と譲渡人との間の権利関係を教えてください。
事務局	賃借権が設定されております。さいたま市内ではこの筆のみです。
浅子委員	番号15番について伺います。 汚水を浄化槽で処理後、隣接する水路に放流するとあります。 地図を見ると隣接する水路は用水路と表記されており、用水路に放流する前の浄化状況が気になりますが、いかがでしょうか。
事務局	地図をご覧ください。排水につきましては、隣接する用水路ではなく、申請地の南側に位置する排水路に放流される計画となっております。
議長	ありがとうございました。  他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 番号11番を除く議案第22号について、賛成の方の挙手を求めます。
各委員	— 総員賛成 —
議長	総員賛成でございます。 議案第22号について、許可することに決定いたします。

議 長	<p>続きますして、議案第23号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び第2項の規定による意見決定について審議いたします。</p>
杉 山 委 員	<p>番号1番から番号4番、馬宮地区、杉山委員、議案説明をお願いいたします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.8kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きますして番号2番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.1kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きますして番号3番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.1kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きますして番号4番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.9kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。  続きますして、番号5番、番号6番、指扇地区、石川委員、議案説明をお願いいたします。</p>

石川委員	<p>番号5番についてご説明いたします。  賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、牧草です。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.6kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号6番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、牧草です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は2.5kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号7番、大砂土地区、番号8番、春岡地区、細沼委員、議案説明をお願いいたします。</p>
細沼委員	<p>番号7番についてご説明いたします。  賃借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、ブロッコリー、エダマメ、サトイモです。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は1.5kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号8番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、水稻です。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は960mです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号9番、番号10番、七里地区、西澤委員、議案説明をお願いいたします。</p>

西澤委員	<p>番号9番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、エダマメです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.3kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして番号10番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、エダマメです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は6.5kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号11番から番号18番、片柳地区、小山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
小山委員	<p>番号11番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、エダマメです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.7kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号12番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、エダマメです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.7kmです。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号13番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、エダマメです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.8kmです。  特に問題はないものと思われます。</p>

続きまして、番号14番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、エダマメです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.3kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号15番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、エダマメです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.4kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号16番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、エダマメです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.5kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号17番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、エダマメです。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は5.3kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号18番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われま  
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議

長

ありがとうございました。  
続きまして、番号19番から番号21番、三室地区、西形委員、議案説明をお願いいたします。

西形委員	<p>番号19番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  特に問題はないものと思われます。</p> <p>続きまして、番号20番についてご説明いたします。  賃借権の再設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、植木です。  申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は590mです。  特に問題はないものと思われます。</p>
議長	<p>続きまして、番号21番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定10か月の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請目的は、埼玉県農林公社を介した研修地としての利用です。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。  続きまして、番号22番、野田地区、浅子委員、議案説明をお願いいたします。</p>
浅子委員	<p>番号22番についてご説明いたします。  使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。作付計画は、ジャガイモ、タマネギ、サツマイモです。  申請目的は、新規就農のためで、通作距離は6.6kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号23番、野田地区、横山委員、議案説明をお願いいたします。</p>
横山委員	<p>番号23番についてご説明いたします。  賃借権の新規設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。</p> <p>また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  作付計画は、サトイモです。  申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は1.9kmです。  特に問題はないものと思われます。  以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。  続きまして、番号24番、番号25番、和土地地区、濱野委員、議案説明をお願いいたします。</p>

濱野委員

番号24番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規設定3年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
作付計画は、サツマイモ、タマネギ、ジャガイモです。  
申請目的は、新規就農のためで、通作距離は12.6kmです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして番号25番についてご説明いたします。  
使用貸借権の再設定5年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.8kmです。  
特に問題はないものと思われま  
以上、ご審議のほど、よろしくお願いいた

議長

ありがとうございました。  
続きまして、番号26番、番号27番、川通地区、井原委員、議案説明をお願いいたします。

井原委員

番号26番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われま

ありがとうございました。  
続きまして、番号27番についてご説明いたします。  
使用貸借権の新規設定10年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。

申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、番号28番、河合地区、関根委員、議案説明をお願いいたします。

関 根 委 員

番号28番についてご説明いたします。  
使用貸借権の再設定1年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は2.3kmです。  
特に問題はないものと思われます。  
以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、番号29番から番号33番、慈恩寺地区、中山委員、議案説明をお願いいたします。

中 山 委 員

番号29番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。

また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は420mです。  
特に問題はないものと思われます。

続きまして、番号30番についてご説明いたします。  
賃借権の再設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の維持で、通作距離は420mです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号31番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は380mです。  
続きまして、番号32番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定2年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
譲受人の経営状況は、議案書記載のとおりで、農機具等も揃っております。  
また、申請地以外の農地の耕作状況は良好です。  
作付計画は、水稻です。  
申請目的は、経営規模の拡大で、通作距離は380mです。  
特に問題はないものと思われま

続きまして、番号33番についてご説明いたします。  
賃借権の新規設定6年の申請で、申請者、申請地は、議案書記載のとおりです。  
申請目的は、埼玉県農林公社による中間管理権の取得です。  
特に問題はないものと思われま

議長

ありがとうございました。  
以上で説明が終わりました。  
質問等のある方は、挙手をお願いいたします。

高松委員

番号22番、24番について伺います。  
新規就農者ということですが、どのように農業を勉強してきたか教えてください。  
通作距離が長いですが、農機具の管理について教えてください。  
使用貸借ということで、譲受人と譲渡人の関係を教えてください。

浅子委員

川口市の野菜栽培を手掛ける植木屋で2年間学び、農機具等については、岩槻区にある農機具置場に保管していると聞いております。

事務局

農機具の移動ですが、トラックに載せて持ち運びしていると聞いております。  
譲受人の父親と譲渡人が知り合いになったことがきっかけと聞いております。

小林委員

番号7番について伺います。  
従農人数が13人と多く見受けられるので、その理由を教えてください。

細 沼 委 員	譲受人は大農家です。高齢者をパートとして雇用しており、最盛期にはその程度の人数になっております。
西 形 委 員	番号4番についてお伺いします。 耕地面積は0㎡となっていますが、他市に耕地があれば教えてください。
事 務 局	譲受人は、富士見市に約12,000㎡の耕地を所有しております。
高 松 委 員	番号22番、24番について伺います。 譲受人について、研修期間を教えてください。
事 務 局	川口市の農園で4年間研修を受けました。
議 長	ありがとうございました。 他に何かございますか。 質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第23号について、賛成の方の挙手を求めます。
各 委 員	— 総 員 賛 成 —
議 長	総員賛成ですので、議案第23号について、原案どおり意見決定することといたします。

議	長	<p>続きますして、議案第24号、生産緑地に係る農業従事状況の認定について審議いたします。</p> <p>番号1番、宮原地区、山本委員、議案説明をお願いいたします。</p>
山本委員		<p>番号1番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者が体調を崩し、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号2番、片柳地区、小山委員、説明をお願いいたします。</p>
小山委員		<p>番号2番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者が体調を崩し、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きますして、番号3番、尾間木地区、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局		<p>番号3番についてご説明いたします。</p> <p>申請者、申請地は、議案書のとおりです。</p> <p>従事者の死亡により、農業を継続することが不可能になったことに伴い、今回の認定申請となりました。</p> <p>申請地は、現地調査の結果、農地として適正に管理されておりました。よって、主たる従事者として認定することに問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で説明が終わりました。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第24号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
各委員		<p>— 総員賛成 —</p>
議	長	<p>総員賛成でございます。</p> <p>議案第24号について、認定することと決定いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第25号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号4番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気付きの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第25号について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第25号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第26号、相続税の納税猶予を受けた農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明願について審議いたします。</p> <p>番号1番から番号13番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第26号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第26号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>続きますして、議案第27号、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認について審議いたします。</p> <p>番号1番、番号2番につきまして担当推進委員が現地を調査し、各地区審議会において案件説明をしております。</p> <p>議案書の一覧表をご覧いただき、ご意見、ご質問、お気づきの点がございましたら挙手をお願いいたします。</p> <p>特にないようでございますので、採決に入りたいと思います</p> <p>議案第27号の案件について、賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>— 総 員 賛 成 —</p>
<p>議 長</p>	<p>総員賛成でございますので、議案第27号の案件について、原案どおり証明することといたします。</p>

議	長	<p>続きまして、議案第28号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について審議いたします。</p> <p>番号1番、片柳地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>議案書72ページの配分計画(案)の番号1番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第23号番号18番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。譲受人の農業経営につきましては、補足資料の74ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号2番、三室地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>続きまして、議案書72ページの配分計画(案)の番号2番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第23号番号19番の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。</p> <p>譲受人の農業経営につきましては、補足資料の75ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号3番、川通地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>
事	務	<p>続きまして、議案書72ページの配分計画(案)の番号3番をご覧ください。</p> <p>こちらにつきましては、議案第23号番号26番及び番号27番の農地を10年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。譲受人の農業経営につきましては、補足資料76ページをご覧ください。</p> <p>周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、番号4番、慈恩寺地区、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案書72ページの配分計画（案）の番号4番をご覧ください。          こちらにつきましては、議案第23号番号33番の農地を6年間貸し付けることが適切か否かについてご審議いただくものでございます。          譲受人の農業経営につきましては、補足資料の78ページをご覧ください。          周辺の農地利用に及ぼす影響はないものと思われます。          以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。          以上で説明が終わりました。          ご質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。</p> <p>議案第28号について、農業政策課に「意見なし」として回答してもよろしいでしょうか。賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>各委員</p>	<p>— 総員賛成 —</p>
<p>議長</p>	<p>総員賛成でございます。          議案第28号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

議 長	<p>続きまして、議案第29号、農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま市中央地区）について審議します。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>事務局より説明をさせていただきます。 農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま市中央地区）についてです。本計画（案）の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 議案第29号、農用地利用集積計画（案）に対する意見決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見（さいたま市中央地区）について、質問等のある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問等がないようですので、採決に入りたいと思います。 議案第29号について、賛成の委員の方、挙手を求めます。</p>
各 委 員	<p style="text-align: center;">— 総 員 賛 成 —</p>
議 長	<p>総員賛成でございます。 議案第29号について、本月例総会は「意見なし」として決定いたします。</p>

5 報告事項	
議 長	<p>本日の議案審議は、以上です。        続きまして、報告事項ですが、市街化区域の転用届等の報告事項につきまして事務局より説明がございます。</p>
	<p>事務局お願いいたします。</p>
事 務 局	<p>お手元の資料をご覧ください。        令和4年5月分報告事項です。</p>
	<p>農地法第3条の3の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。</p>
	<p>農地法第6条の2第1項の規定による報告（一般法人）でございます。</p>
	<p>農地法第18条第6項の規定による解約通知でございます。</p>
	<p>2 a 未満農業用施設の届出でございます。</p>
	<p>農地法第4条許可の取消でございます。</p>
	<p>生産緑地に係る農業従事者証明書の再発行についてでございます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。        意見等質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
浅 子 委 員	<p>30ページについてお伺いします。        生産物の記載に、トマト、カブ、ナス、ハクサイとありますが、その他を教えてください。</p>
事 務 局	<p>ダイコンとシシトウを生産されています。</p>
西 形 委 員	<p>34ページ、農地法第4条許可の取消について教えてください。</p>
事 務 局	<p>昨年10月に許可しましたが、現地は農地のままで、まだ駐車場が整備されておりませんでした。申請者は、本議案書4ページの申請者と同一人物で、今回改めて申請いたしました。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。        他に何かございますか。</p>
	<p>ないようでございますので、閉会のご挨拶を、石川会長職務代理者よりお願いいたします。</p>
6 閉会宣言	
石川会長職務代理者	<p>本日は、長時間の審議ご苦労さまでした。        これをもちまして、令和4年6月、さいたま市農業委員会月例総会を閉会いたします。</p>

